

未登記建物がある場合の相続登記の流れ

○相続登記において未登記建物の表題登記が必要な場合の登記手続きの流れは以下の通りです。なお下記はあくまでも一般例です。事案によっては、下記と異なる場合があります

○建物の登記がなく建物表題登記をする場合

相続登記（司法書士）	表題登記（土地家屋調査士）
<p>①相続人確定調査等を含む相続登記に必要な調査を実施</p>	<p>①表題登記に必要な調査・測量</p>
<p>②土地家屋調査士から伝えられたデータをもとに遺産分割協議書を作成</p>	<p>②測量等の結果を受けて司法書士に伝える。</p>
<p>③遺産分割協議書等をお客様にお渡し</p>	<p>③遺産分割協議書以外の必要な書類の作成しお客様にお渡し</p>
<p>④お客様から遺産分割協議書等の返却を受ける。遺産分割協議書等を土地家屋調査士に引き渡す。</p>	<p>④お客様から③の書類を受領</p>
<p>⑤相続登記を申請・完了</p>	<p>⑤建物表題登記等を申請・完了。遺産分割協議書等を司法書士に返却</p>

奈良県天理市中町52番地
藤田司法書士事務所
 TEL0743-20-0801 FAX0743-20-0803
 HP:<http://www.f-shoshi.com>
 E-mail f.shihojimusho@gmail.com